

平成31年2月

新川広域圏事務組合議会2月定例会会議録

平成31年2月18日開会

平成31年2月18日閉会

新川広域圏事務組合

平成31年 2月18日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号及び議案第2号について
(理事長提案理由説明)
- 第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第5 議案第1号及び議案第2号について
(総務広域常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第6 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

1番	浜田泰友君	2番	石倉彰君
3番	関口雅治君	4番	寺崎孝洋君
5番	木島信秋君	6番	伊東景治君
7番	辻泰久君	8番	新村文幸君
9番	佐藤一仁君	10番	松澤孝浩君
11番	元島正隆君	12番	加藤好進君
13番	西岡良則君		

説明のため出席した者

理事長	村椿晃君	副理事長	大野久芳君
副理事長	笹島春人君	副理事長	笹原靖直君
会計管理者	吉崎敏君	事務局長	前田俊彦君
総務課長	森田薫君	業務課長	草育男君
エコぽ〜と 所長	尾山茂君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所長	立野宏君

職務のため出席した者

魚津市企画政策課長	赤坂光俊君
黒部市企画政策課長	島田恭宏君
入善町参事・企画財政課長	竹島秀浩君
朝日町企画調整課長	小川洋道君
総務係長	森義雄君
総務課主任	河崎拓也君

午前10時 開会

「開会宣告」

○議長（辻泰久君） おはようございます。本日、2月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は全員であります。

これより、平成31年新川広域圏事務組合議会2月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局局長その他関係課長等であります。

「議事日程報告」

○議長（辻泰久君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（辻泰久君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、5番 木島信秋君、13番 西岡良則君の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（辻泰久君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日と定めたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

「議案第1号及び議案第2号について」

○議長（辻泰久君） 日程第3 本会議に付議されております議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（辻泰久君） 提案者の説明を求めます。

理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） おはようございます。本日、ここに平成 31 年新川広域圏事務組合議会 2 月定例会が開催されるにあたり、新川広域圏事務組合の平成 31 年度の主な取り組みについて申し上げますとともに今議会に提案いたしました案件について、その概要を御説明申し上げます。

まず、はじめに平成 31 年度より新たに実施するエコぼ〜とごみ処理委託業務でございます。この業務は職員の定年退職等による職員数の減員に対処するため、平成 31 年度に単年度事業として実施するものであります。現在、エコぼ〜との施設運転は 1 班 4 名の 3 班体制で行っております。業務は 1 週ごとに日勤焼却班、夜勤焼却班、補機班をローテーションして担当しております。業務委託する内容は、このうちの 1 班 4 名分を委託業務として実施するものでございます。当組合では平成 26 年度より粗大ごみ処理施設でございます宮沢清掃センターのごみ処理業務を、そして平成 27 年度より、し尿の中間処理施設であるクリーンぼ〜との包括的民間委託業務を実施しております。先に述べました職員数の減員への対処のほか、民間会社の持つノウハウを取り入れまして、効率的でより質の高い住民サービスが提供できるものと期待をしているところでございます。

次に宮沢清掃センター供給フィーダ等修繕でございます。修繕する供給フィーダは破砕機へ粗大ごみを送り込む重要な設備でございます。現在、同設備は長年の使用により腐食等が設備全体に及んでおりますため大規模な修繕が必要な状態でございます。

また、これまでは粗大ごみとビニール・プラスチックごみの両方を処理するため連日運転しておりましたことから、停止期間を長く確保できなかったため、大掛かりな修繕が不可能な状況でございました。このような事を抜本的に解消し施設の延命化を計るために平成 29 年度、平成 30 年度の 2 か年でビニ・プラ類専用ラインの増設工事を実施し、平成 30 年 9 月よりビニール・プラスチック類の処理方法を変更したところでございます。平成 31 年度は供給フィーダ等修繕を実施し施設の延命化を計ってまいりたいと考えております。

いずれも住民の皆さんに直接関わる施設運営の重要なものと認識しております。これからも引き続き適正な管理を行い、安全で安心できる施設管理はもとより効率化や住民サービスの向上に努めて参りたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案について御説明を申し上げます。議案第 1 号 平成 31 年度新川広域圏事務組合一般会計予算についてでございますが、業務の

効率化を図り、より高い事業効果を上げることに配慮し、通年予算として編成をした次第でございます。

歳入歳出予算の総額を 15 億 1,645 万 1 千円といたしたいのでございます。これは前年度当初予算額と比較し、3 億 1,326 万 2 千円の減となっており、率にいたしまして約 17.1 パーセントの減でございます。

その主な要因は、経常的経費では人件費で職員数が 4 名の減となりますことから 3,176 万 5 千円の減となっております。物件費では電気料金や石油燃料費の値上げや、先ほど申し上げました新規事業エコぼ〜とごみ処理委託業務に係る費用、宮沢清掃センター供給フィーダ等修繕など合わせまして 6,368 万 5 千円の増額となりますが、ごみ指定袋購入費や新川一般廃棄物最終処分場の需用費修繕料などが減となりますことから、物件費全体では 3,969 万 2 千円の増ということになります。補助費では天皇陛下の御即位の礼等による休日数の増によりまして病院群輪番制補助金が 41 万円の増、公債費で宮沢清掃センター減容設備更新事業の償還が完了したことにより 2,729 万 4 千円の減となりますことから、差し引きいたしまして経常的経費全体では 1,895 万 7 千円の減となります。

また、臨時的経費では平成 29 年度からの継続事業であります宮沢清掃センタービニ・プラ類専用ライン増設工事が平成 30 年度に完成しておりますことから 2 億 6,707 万 5 千円の減、同じく宮沢清掃センター高圧受電設備工事等が完成したことから 2,723 万円の減となります。合わせますと臨時的経費は前年度と比較し 2 億 9,430 万 5 千円の減となります。経常的経費と臨時的経費を合わせますと 3 億 1,326 万 2 千円の減となるわけでございます。

歳出予算の主なものを申しますと、総務管理費では事務局の経費であります一般管理費、ふるさと市町村圏基金活用事業等で 8,656 万 9 千円を計上いたしております。保健衛生費では救急医療対策費 4,260 万 9 千円、西部斎場管理費 3,629 万 5 千円、東部斎場管理費 2,725 万円を計上いたしております。ごみ処理費ではエコぼ〜と管理費 4 億 3,673 万 7 千円、宮沢清掃センター管理費 3 億 2,503 万 1 千円、環境対策費 1 億 4,524 万 3 千円、新川一般廃棄物最終処分場管理費 3,001 万円を計上いたしております。し尿処理費ではクリーンぼ〜と管理費 4,321 万 3 千円、公債費では組合債の償還に要する経費 3 億 3,882 万 1 千円を計上いたしております。

以上、各経費の財源といたしまして分担金及び負担金 12 億 242 万 3 千円、使用料及び手数料 2 億 7,116 万 2 千円を計上いたしております。その他の収入として県支出金、財産収入、諸収入を充当しております。なお、予算執行にあたりましては更に創意工夫と経費の節減に努め、計画的かつ効率的な執行を図ってまいりたいと考えております。

次に議案第2号 平成30年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。まず、繰越明許費の設定であります。これは内部情報システム改元委託事業費として152万640円の契約をいたしておりましたが、新元号の発表が平成31年4月1日となり今年度内に事業が完了できないことから、新元号発表後の委託業務費27万3千円を明許繰越いたしたいということでもあります。

続きまして、債務負担行為として平成31年度に行うビニ・プラ減容物に係る処理業務委託及び運搬業務委託など合わせて5件について、新年度当初より業務を行わなければならないため、それぞれ設定をお願いしたいのでございます。

以上、本日提出いたしました議案の説明といたします。何とぞ慎重に御審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（辻泰久君） 日程第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑に入ります。発言の通告を受けておりますので発言を許可いたします。当局からそれに対する答弁を求めます。1番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） おはようございます。新川広域圏議会にあたり、4点質問させていただきます。まず、全国どこでも人口減少で大変なことになっているという中で、新川広域圏におきましても同様でありまして、魚津市、黒部市、入善町、朝日町それぞれ人口減少が顕著な状況となっております。国勢調査を基にした人口統計によりますと2市2町合わせて平成23年度の12万6,500人から平成28年度には12万400人へと5年間で6,100人減っていると。率にして約5パーセントの減少という状況でございます。どの市町でも人口減少対策に血道を上げているところではあります。なかなか難しいと、数字が上がってこないことが現状であります。人口減少に伴いまして、市町の財政も厳しいという状況にあります。これだけ人口減少が進みますと広域圏行政に求められるニーズもまた変わってきているのではないかと思います。このような情勢を鑑みますと今後どのように広域圏の舵取りを担われるのかといったところを理事者にお聞きしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。質問の1点目は圏内の人口推移と財政状況の見込みについてです。新川広域圏内の人口は減少しておりますが、それに伴う広域圏のひいては構成2市2町の財政状況の見込みをどのように捉えておられますかお答えください。

質問の2点目は受益と負担の適正化についてです。受益者が支払う使用料とそれから市町からの税を原資とした分担金が適正な割合かどうか、社会情勢の変化に伴って定期的に見直しをする必要があります。受益と負担の適正化については現在どのように検討されておられますかお答えください。また、新年度予算におきましては使用料などの受益者負担の見直しが盛り込まれているのかどうかお答えください。

続きまして、質問の3点目、斎場使用料の見直しについてです。新年度予算では東西斎場合せて管理費が約6,300万円、使用料収入は約1,600万円となっております。つまり受益者負担割合は約25パーセント、4分の1となっております。使用料だけで賄う場合、現在の使用料の4倍が必要となる計算になります。1件当たり1万円の使用料に対して4万円分のコストが掛かっているということです。一方で新川広域圏外の利用者の使用料は条例におきまして5割増しとなっております。その不足分は広域圏の2市2町の税で負担することになります。こちらは1件当たり1万5千円の使用料に対して4万円のコストに足りない分、2万5千円を2市2町で負担しているという計算になります。圏外利用は増加傾向にありまして、東西の斎場合わせて平成27年度には61件だったものが、平成28年度には65件、平成29年度には82件となっております。早急に斎場使用料の見直しが必要と考えますが、当局の見解をお聞かせください。

質問の4点目は施設の更新計画についてです。この件に関しましては、今まで先輩議員の皆様方が将来整備構想を示せとこれまで何度もやってきた議論の繰り返しでございますが私、広域圏議員の1年生ということで改めて質問をさせていただきたいと思っております。今後更新が必要な施設について、具体的に直近の話で言えば斎場とエコぼ〜とにあたるわけですが、それに関してどのように検討を行っているのかをお聞かせください。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 浜田議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の圏域内の人口推移と財政状況の見込みについての御質問にお答えをいたします。圏域内の人口につきましては、議員からの平成23年度、平成28年度の紹介がございましたが、私の方からはエコぼ〜との稼働開始の2000年、平成12年の時点で13万6,238人いたわけでございますけれども、直近の国政調査の年度であります2015年、平成27年になりますが、この年には12万3,641人ということで、この15年間で約9パーセント人口が減少をしております。今後も減少していくことが見込まれているわけでございますけれども、ご案内のとおり国立社会保障・人口問題研究所、この専門機関の将来

推計によりますと20年後の2035年には9万8,427人ということで約19パーセントの減少が見込まれると、このような見通しが示されているわけでございます。

併せまして、過去の可燃ごみの処理量の推移と今ほど申し上げた期間に併せてお話をいたしますと2000年、平成12年には年間3万6,021トンありました。2015年、平成27年にはこの量が年間3万3,720トンで約6パーセント減少している状況でございます。人口の減よりはごみの減少度の方が少し緩いと言いますか、少ないと言いますか、そのような状況になっております。一方で財政状況の見通しということですが、ごみ処理の管理費の方の話をいたしますと、この間おおよそ3億5千万円で推移をしているということで今後人口の減少に伴いましてごみの処理量が減少していくことが見込まれるわけですけれども、人口の比例ごみ処理費用の減少ほどには管理費は落ちていっていないというのが現状であります。この理由といたしまして、おそらく固定費の問題でありましたり、あるいは施設の老朽化に伴う修繕、こういったようなものが入ってくるであろうかと思っております。いずれにしましても、こういう状況の中で経費が重なっていくというためには効率的な処理の在り方というようなことを真剣に考えていく必要があるというふうに思っております。

次に2点目ですけれども、受益と負担の適正化についての状況についての御質問にお答えをいたします。一般廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものの中で、「市町村はその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを処分しなければならない。」というふうに定められております。当組合ではこの処理につきまして、2市2町の共同処理する事務ということで、運営を行っているわけでございますけれども、設置当初からその経費につきましては構成市町村からの分担金のほか、直接持ち込みに伴う手数料を充てさせていただいているというところでございます。考え方ですけれども、ごみ処理が市町村の責務として先ほどお話をした法律で定められておりますので公費負担というものが基本ということになっております。その他処理場に直接持ち込まれる場合に、追加的費用ということで手数料をいただいているというのが現状ということになります。過去からの状況を少し御説明いたしますと、平成7年度には県内の他の地域の動向も勘案いたしまして、ごみの排出抑制を行おうということで、収集指定袋及び収集指定券制度というものを導入した次第であります。そして、ごみの排出量に応じた受益者負担という考え方ということになります。

さらに、平成20年度からは事業系ごみの排出抑制を促進しようということで、それまで一般と同額でございました事業系ごみの手数料につきまして、家庭系の手数料の2倍に値上げしたという経緯がございます。これまで手数料の見直しを適宜行ってまいりましたけれども、ごみの排出量の状況、処理にかかる経費等を勘案いたしまして、引き続き検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、新年度予算における使用料につきましては10月に消費税率の引き上げが予定をされているわけでございますので、これについての検討行ってまいりましたが、他の圏域の動向等を調査いたしましたところ、いずれも消費税率引き上げに伴う改訂を予定していないということで、当組合におきましても前年度単価と同額というところで新年度予算は設定しているところでございます。

3点目ですけれども、斎場使用料の見直しについての御質問にお答えをいたします。議員からの御紹介があったわけですが、直近平成30年4月から31年1月までの圏域外の利用者の状況を申し上げますと、西部斎場で16名、東部斎場で8名の利用がございます。その方々からは御紹介がありましたとおり5割増しということで1万5千円の使用料をいただいているというわけでございます。

圏域外利用者の使用料につきまして、県内の状況を調べてみました。富山市及び滑川市は3万5千円、上市町が4万円、その他の呉西地区の自治体におきましては4万5千円以上ということになっておりまして、最も高いところで7万円という数字も確認ができました。

これは、斎場に係る経費を構成市町が負担をしているわけですが、その負担をしていない市町の利用者の使用料につきましては、やはりコストを考慮して設定をされているということになるのだろうというふうに思っております。

このような状況を踏まえまして、圏域外利用者の方の使用料につきましては議員の御指摘を踏まえまして、早急に検討をしていく必要があるというふうに考えておりまして、どの程度の負担に設定をするのが適切なのか検討を進めていきたいというふうに思います。

なお、現在、圏域内の利用につきましても、魚津市、黒部市の方が東部斎場を使用された場合や、その逆に入善町、朝日町の方が西部斎場を使用された場合にも5割増しの1万5千円という使用料の設定になっております。この点につきまして、それぞれの施設整備に係るそれぞれの区域の自治体の負担というようなことを考えて、こういう設定

になっているわけですが、1つの広域圏としてずっとこれでいいのか、こういったことも併せて検討していきたいというふうに考えております。

4点目の、最後に施設の更新計画、将来展望ということの御質問にお答えをいたします。現在、御案内のとおり当組合では西部斎場、東部斎場、エコぼ〜と、宮沢清掃センター、クリーンぼ〜との5施設を有しておるわけでございますけれども、まずエコぼ〜とにつきましては平成12年から稼働をし、平成26年度と平成27年度の2か年にわたりまして焼却炉の打替え等の大規模修繕を行い、延命化を図ったところでございます。通常15年程度がリニューアルサイクルと言われておりますので、延命化を図ったわけですが、期間が経てばやはり施設更新等の必要性が出てまいります。建物や機器の機能調査をしっかりと行いまして、こういった時期にこういったような形で施設更新や再延命を行うというようなことをできるだけ早く進めていく必要があるというふうに考えております。

宮沢清掃センターにつきましては、今年度からビニ・プラ類専用ラインを増設をいたしましたことから、粗大ごみラインの稼働時間が大幅に減少をいたします。延命化が図られたということでございます。また修繕にかけられる時間を取りやすくなりましたので、適正な修繕、機器の更新を行っていけば長期にわたりまして正常に稼働をして行く環境が出来たものと考えております。

したがって、近い時期の施設更新の必要性はないというふうに考えておりますけれども、ごみ処理方法の変化や老朽化等により、こちらの方もいずれは大規模修繕計画の作成は必要になってまいるというふうに考えております。

クリーンぼ〜とですけれども、プラント自体がそれほど複雑なものではございませんので修繕、機器更新が行いやすく、大規模な修繕の必要性は当分の間必要ないというふうに考えているところでございます。

斎場でございますけれども、こちらの方が一番ある意味緊急性が高いというふうな部分であります。西部斎場が竣工後35年、東部斎場が竣工後43年を経過し老朽化が進んできております。特に、東部斎場は現在耐震基準を満たしていない建物ということでございます。

今年度、両斎場の現状を把握するため施設機能調査を実施したところでございます。その結果ですけれども、西部斎場につきましては建物自体は今後30年程度使用可能であるということでございますけれども、設備の方である火葬炉が耐火煉瓦式という方式の

ものでございまして、修繕ができます専門職人が減少し、高齢化をしているというふうな状況と聞いております。そのような状況が進みますと、およそ20年後には修繕ができなくなる恐れがあるということで、それまでに火葬設備の対応というようなものをどのようにしていくかということが必要になると報告をいただきました。

東部斎場の方は、先ほども申し上げましたとおり耐震の問題がありまして、耐震補強を仮に行ったといたしましても壁等の劣化が激しく、今後10年程度の使用が目途ではないかというふうに報告をいただいております。

今後の斎場の対応策については、早急に検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○議長（辻泰久君） 1番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） 答弁ありがとうございます。再質問は自席でよかったですよね。順次というか何点かだけ再質問をさせていただきます。

まず1番最初に人口減少と財政状況の見込みということで聞かせていただきました。これに関しては正直、構成市町それぞれが財政状況が非常に厳しいという状況にありまして、その実態が分担金を払っているところから広域圏にも繋がってくるのだろうなところから質問をさせていただきました。ということで今、広域圏の中でもいろいろなコストカットであったり、それから長寿命化であったり、そういったところを計画的にやられているとは思いますが、やはり理事者といたしましては是非ですね、組織に対してそういったコスト意識というか、そういったところをどうやって浸透させていくかというのが1番大切なところなのかなというふうに思いますので、そういった意味で構成市町も厳しいと是非、広域圏にもそういった御努力をいただきたいというのを理事者としてどういうふうに働きかけているかということについて答弁をよろしく願いいたします。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） お答えをいたします。御指摘の議論は理事会の方でも毎回出ております。例えば業務の委託事業につきましても、専門性が高いわけではありませんけれども業者さんが持ってくる見積り等をそのまま受け入れるというわけではなくて、内容の分析をしっかりと行い、他の事例などの調査を行いながら、こういったところで委託料の軽減が図れるのか、こういったようなことを常に見直していこうと、そういった意識を職員も共有して持っていかなければならないというようなことをっております。

し、あるいはその共通化によってコストカットができるような部分がないのかという目でいろいろな業務を見ていこうというふうにそういった意識を共有しているところでありまして、これにつきましては事務局職員一同そういった意識の徹底を図ってやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（辻泰久君） 1番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） よろしくお願ひします。質問飛びまして3番目、斎場使用料の件に関しましては検討していただけるということで是非、平成31年度にはしていただきたいわけでありまして、実際、斎場使用料圏外利用の話などは結構細かい話で、そんなに予算というか掛かっている費用にしてもそんなに大きい話ではないんですけど、やっぱり細かいところからコツコツと、これは実際、圏外のいわゆる税金を負担していない方が利用された場合に2市2町でそれを肩代わりしているというような形で、それは元々の負担の在り方としてはおかしいということで問題提起させていただきましたが、もしかしたら他にもこういったケースがあるかもしれないし、そういったところは細かい話からまた積み上げていっていただければというふうに思います。

最後、4点目の施設の更新計画についてですけれど、エコぽ～などは今修繕したばかりというところではありますが、15年後、今から考えれば11年後ぐらいになるのですかね、そのぐらいには今度また修繕にするのか更新にするのかという話が出てくると思います。私なんかはビニプラなどは是非、混焼ができる形でやっていただきたいなと思うのですが、ただ今の形の長寿命化という形になれば、それもまた検討材料という話になってしまうので、この辺斎場であったりエコぽ～とであったり、更新する時期は決まっていますという中で、ではその更新を決める時期、いわゆる検討を決めるその部分がいつになるのかというのが、これから議論をしていく中でも決めておくというのが大切な話になると思いますので、そこについて今分かっているのであれば、斎場とエコぽ～とについていつぐらいを目途に計画を決められるのかということについてお願いいたします。

○議長（辻泰久君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） お答えをいたします。まず斎場の方につきましては、先ほどの答弁の中で施設がどれぐらい持つのかというふうなイメージは持っていたと思います。施設整備をする場合に、処理方式を今のままでいくのか、あるいは新しい方でいくのかというふうなことを含めて検討と言いますか、決めていくこととなりますので、

少なくとも施設を使う程度の数年前までにはそういったプランが必要になるだろうと。今思っておりますのは、まずはそのシミュレーションとしていつまでにやるかというよりもどれくらいそういうふうな調整なり選定方法なり、施工に時間がかかるのかというようなことのシミュレーションをまずしっかりやらなければいけないかなというふうに思っております。同時にそれはエコぽ～との方につきましても、議員御指摘のとおり、どういったような更新なり延命化、あるいは処理方法を変えるかということも関わってまいりますので、そういったものをまずシミュレーションをしっかりとやる。それによってお尻の方から逆算にはなっておりますけれども、少なくとも何年頃から実際の施設整備の基本構想なり、入っていかなければならないかということが決まってくるというふうに思っております。

○議長（辻泰久君） 1番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） これ以上しつこくは聞きませんが、そのシミュレーションが平成31年度に取り掛かると期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻泰久君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

「議案の常任委員会付託」

○議長（辻泰久君） ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号については、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時14分 再開

「総務広域常任委員会委員長報告」

○議長（辻泰久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第1号及び議案第2号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務広域常任委員会委員長 10番 松澤孝浩君。

○総務広域常任委員会委員長（松澤孝浩君） 皆さんご苦労様でございます。総務広域常任委員長の松澤ですが、審査結果を御報告いたします。本定例会において当委員会に審査付託された案件は議案第1号及び議案第2号であります。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、全会一致により原案どおり可決することと決定いたしました。

なお、委員会に出された発言を若干報告したいと思います。当然年号の改訂により輪番制で病院の稼働率が高くなるということで、今回予算に載せられたということも理解します。その中で今後、経費の削減については、理事長をはじめ首長4人の方には十分努めていただきたいという方向性の意見も出ました。中でも理事長が答えられたとおり今後の広域圏の施設整備及び計画については十分に検討が必要であるというふうな認識であるということでもあります。その中で、ここにおいで理事長をはじめ4人の首長の皆さんは我々広域圏の議員を私も8年余りになるわけではありますが、ほとんどの首長さんが代わられた状況であります。今後、この中で特に東部・西部斎場の施設整備については、タイムリミットが今の機能調査により10年近くというふうな話が出たとおりでありまして、逆に10年あるからなのか、10年しかないのか、これを判断するのは理事長をはじめ皆さん、そして我々議会の大きな責任というような認識の中で、今後十分検討することが必要なのかなというふうに思います。中でも、今後の新川広域圏の共同処理については何が必要なのか、何を維持していくのか、そしてその施設の整備においては直営であるのか、業務委託をするのかということも大きな関連性が出てくる項目の一つであります。その中で今後、迷惑施設の在り方や整備について、また、人員配置について、また新たな広域圏の共同処理の課題というものを十分検討しながら、我々委員会も十分検討する必要があると思います。現状の施設を一度委員会で視察することも必要でありますし、理事長をはじめ議会と一つ懇談を持つような場も作ることも必要というような認識を感じたところであります。その中で理事長におかれましては、この十分出された意見を理解していただき、理事長をはじめ皆さん方と御検討をいただければ、今後の広域圏のさらなる発展に繋がるものと確信をしたところであります。以上で委員長報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

「質 疑」

○議長（辻泰久君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（辻泰久君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（辻泰久君） これより採決を行います。

総務広域常任委員会委員長の報告は、議案第1号及び議案第2号を原案どおり可決すべきとの報告であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は原案どおり可決されました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（辻泰久君） 日程第6 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻泰久君） 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上で日程はすべて終了し、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもって御協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これもちまして、平成31年新川広域圏事務組合議会2月定例会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会